

令和7年度ボランティアに関する講習会等助成事業実施要領

1 この事業の目的

本事業は、ボランティア（分野を問いません。）に関する講習会、研修会、講演会等（以下「講習会等」と言います。）に係る経費の一部を助成することにより、ボランティア精神の普及やボランティア活動の充実、発展を図り、もって、県民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに資することを目的とするものです。

2 助成の対象となる事業

この助成金の対象となる事業は、次の各号いずれにも該当する講習会等で、公益財団法人石川県県民ボランティアセンター理事長（以下「理事長」と言います。）が適当と認めたものとします。

なお、直近の令和5年度及び令和6年度と2年続けて助成を受けた団体については、助成の対象とはなりません。

- (1) 県内のボランティアグループ等が主催するもの。
- (2) ボランティア精神の普及や団体等におけるボランティア活動の充実、発展に寄与するもの。
- (3) 10人以上の参加者が見込まれるもの。
- (4) 参加者から参加費を徴収しないもの。徴収するものであっても、その金額が必要最小限と認められるもの。
- (5) 政治活動や宗教活動を目的としないもの。
- (6) 不当な参加資格を設けていないもの。
- (7) この助成事業について他の団体等からの助成を受けていないもの。

3 助成の対象となる経費及び額

- (1) この助成金の対象経費は、講習会等において指導等を行う外部講師（団体の構成員等ではないということです。）の謝金及び交通費とします。
- (2) 助成金の額は、講師謝金については原則として石川県の予算単価に準じた額、交通費については実費相当額とし、助成金の総額は5万円以内とします。

4 助成金の交付

助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、同一事業年度内においては、1団体1回限りとします。

5 交付申請等の手続

この助成金を受けるために必要な手続は次のとおりです。

(1) 事前相談

この助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ講習会等の内容並びに講師謝金等の額について、電話等により事前相談を行ってください。

<連絡先> (公財)石川県県民ボランティアセンター
〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号
TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559

(2) 助成金の交付申請

助成金の交付申請は、申請書（別記様式第1号）に収支予算書（別記様式第2号）及び実施計画書、団体のこれまでの主な活動内容（別記様式第3号）を添付し、理事長に提出することにより行うものとします。理事長は、申請の内容を調査のうえ、助成金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して速やかに助成の決定を通知します。

(3) 実績報告

助成対象事業が完了したときは、その事業が完了してから30日以内又は助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までに、収支精算書（別記様式第5号）及び事業結果報告書（別記様式第6号）並びに助成対象経費に係る領収書写し、講習会等の当日資料、写真等の証拠書類を添付した助成事業実績報告書（別記様式第4号）を理事長に提出しなければならないものとします。

(4) 助成金の額の確定

理事長は、実績報告を受けたときは、その報告に係る助成対象事業が助成金の交付決定通知の内容に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知します。

(5) 助成金の交付

助成金の支払いは、額を確定した後、これを行うものとします。ただし、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いをすることができるものとします。

上記の支払い請求は、助成金精算払請求書（別記様式第7号）又は助成金概算払請求書（別記様式第8号）により行うものとします。

6 その他

この要領に定めがある場合を除いては、石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日石川県規則第29号）を準用するものとします。

※申請様式等（別記様式第1号～第8号）については、事務局にありますので、ご希望の場合はご連絡ください。

※また、(公財)石川県県民ボランティアセンターのホームページからも申請様式等をダウンロードできます。

URL：<https://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/aiding>